①令和２年（わ）第３１６号、②令和２年（わ）第３５３号

麻薬及び向精神薬取締法違反幇助、同法違反被告事件

被告人　青井硝子[redacted]

２０２０年６月８日

公訴事実に対する意見陳述

京都地方裁判所　第３刑事部合議係　御中

弁護人　喜 久 山　　大 貴

第１　植物の一部分であること

１　被告人が①事件において、インターネットサイト「薬草協会」を通じて、[redacted]に対しアカシア・コンフサの根樹皮にクエン酸及び砂糖等を混ぜた「Ｍｅｄｉ－Ｔｅａ」を販売したことは認めるが、これに熱湯を加え、攪拌し、ろ過する等して作出される水溶液は、「麻薬」ではない。

同じく、被告人が②事件において所持した水溶液は、「麻薬」ではない。

２　麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）２条１号は、別表第一に掲げる物を麻薬と定義し、別表第一７５号が委任する麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（以下「政令」という。）１条４１号により、ＤＭＴを麻薬と指定している。

そこで、検察官は、上記水溶液がＤＭＴを含有するため、法別表第一７６号により、同水溶液が麻薬に該当すると主張するようである。

３　他方、法別表第一７６号ロは「麻薬原料植物以外の植物（その一部分を含む。）」を麻薬の定義から除外している。つまり、法及び政令は、麻薬成分を含有する天然の植物（麻薬原料植物以外）については麻薬に該当しないとして、規制対象から除外しているのである。

したがって、仮にアカシア・コンフサやミモザ・テヌイフローラがＤＭＴを含有する植物であるとしても、麻薬原料植物として指定されていない以上、麻薬には該当せず、これらの一部分も麻薬ではない。

４　そうすると、アカシア・コンフサやミモザ・テヌイフローラの植物片に熱湯を加え、攪拌し、ろ過する等して作出された水溶液は、これらの微細な一部分たる植物成分が溶媒に抽出された状態に過ぎないのであるから、麻薬ではない。

検察官は、水溶液となった状態は植物とはいえないと主張するようであるが、溶質が植物の一部分であることは明らかである。植物の一部分が水と結合することにより、植物ではなくなるとすれば、検察官はその機序について主張立証しなければならない。

第２　化学的変化を伴う「製造」に当たらないこと

１　古田佑紀・齊藤勲編著（１９９４年)「大コンメンタールＩ薬物五法」青林書院８２～８３頁には、法２０条の逐条解説として、「麻薬の『製造』には、化学的合成によって麻薬以外の物から麻薬を作り出すことのほか，麻薬を精製すること及び麻薬に化学的変化を加えて他の麻薬にすることも含まれる。」「『精製』とは，例えば粗製モルヒネから再結晶により不純物を除去して純粋なモルヒネを得る過程をいい，『麻薬に化学的変化を加えて他の麻薬にする』とは，例えばモルヒネに化学的変化を与えてジアセチルモルヒネ又はコデインを作ることをいう」との記載がある。

つまり、①麻薬以外の物から麻薬を作り出す、②不純物が含まれる麻薬を純粋な麻薬にする（精製)、③麻薬から別の麻薬を作り出すの３類型が想定され、①、③の類型では化学的合成ないし化学的変化が要件とされている。

２　本件では、アカシア・コンフサやミモザ・テヌイフローラの植物片という麻薬以外の物から水溶液を作出する行為が問題となっている（①の類型）。これが麻薬の「製造」というためには、化学的変化が伴わなければならないが、水溶液を作出するための、植物片に熱湯を加え、攪拌し、ろ過する過程に化学的変化は介在しない。

すなわち、仮に作出された水溶液にＤＭＴが含有するとしても、法は植物を煮出した程度の加工をもって、麻薬の「製造」として取り締まることは想定していないというべきである。

第３　明確性の原則に反すること

１　仮に検察官がＤＭＴを含有する水溶液が全て「麻薬」であると考えるのであれば、人体から産出される血液や尿、レモンやオレンジなどの柑橘類の果汁を含む飲料もＤＭＴを含有しているのであるから、これらも麻薬であることを肯定しなければならない。

そうすると、オレンジジュースを飲用した者は全て麻薬を施用したことになり、尿をトイレに流す行為は麻薬の廃棄となり、いずれも法違反を犯していることになるが、これは極めて不合理な法解釈といわざるを得ない。

２　このように考えれば、検察官の主張は、ＤＭＴを含有する水溶液のうち、麻薬に該当する物と麻薬に該当しない物とが生ずることを当然の前提としているということができる。

しかし、法及び政令における麻薬の定義からは「通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準」が読み取れないのであるから、刑罰法規の明確性の原則に反し、罪刑法定主義（憲法３１条）

に反する。

３　したがって、本件についてＤＭＴを含有する水溶液が麻薬であるとして、法を適用して被告人を処罰することは憲法違反である。

第４　国際麻薬統制委員会の見解

１　ＤＭＴは１９７１年に採択された向精神薬に関する条約（以下「向精神薬条約」という。）の付表Ｉ第６号に掲げられた物質でもあり、国際的な統制下に置かれている。向精神薬条約の批准のために本邦でも１９９０年に麻薬取締法が改正され、麻薬及び向精神薬取締法と法律名が改められた。このような関係からも、国内法の解釈適用にあたっては、向精神薬条約の解釈が参照されなければならない。

２　そして、国際麻薬統制委員会の電子出版物には、次の見解が示されている（なお、原文は英語であり、邦訳は弁護人が行った）。

特定の植物に含まれる覚せい剤や幻覚剤の成分の一部は１９７１年の条約（訳注：向精神薬に関する条約）の下で統制されているが、現在、その条約や１９８８年の条約（訳注：麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約）の下で統制されている植物はない。これらの有効成分を含む植物から作られた製剤（例えば、経口摂取用の煎じ薬）もまた、国際的な統制下にはない。

３　検察官は、国連の準司法機関である国際麻薬統制委員会の見解に反して、本件起訴に踏み切ったのであり、同見解を改めるべきと考えるのであればその根拠を具体的に示すべきである。

第５　宗教的行為として正当行為であること

１　被告人は、アカシア・コンフサやミモザ・テヌイフローラの植物片を

煮出したお茶をアヤワスカ・アナログと呼称している。アヤワスカはアマゾンの先住民族が伝統的にシャーマニズムの宗教儀式として用いた飲料であり、ペルーの国家文化遺産でもある。アナログは性質や構造が類似する化合物を意味する化学用語である。

2　被告人は、アヤワスカ・アナログがもたらす幻覚作用を用い、変性意識に至り、精霊に出会い、世界のあり方を再認識する、精神疾患を治療する等といった目的のために上記のお茶を自ら飲用又は第三者に提供していた。

3　被告人は、アヤワスカを本邦に輸入し、スピリチュアル体験を実践するための真摯な宗教的行為として、アヤワスカ・アナログと称するお茶を取り扱っていたのであり、仮にこれが法の定義において麻薬に該当するものだとしても、正当行為（刑法３５条）であり、違法性は阻却される。

以上